

外国向けクリーン・ビル取立規定

当行に外国向けクリーン・ビルの取立を依頼する者(以下「依頼人」といいます。)は、この「外国向けクリーン・ビル取立規定」にしたがうものとします。

取引規約等において定義された用語は、別途定義されない限り、本規約(規定)においても同じ意味を持つものとします。

第1条 取立手続

小切手等の送付・取立については、この規定の他、当行が定める規約等によるものとします。

第1条の2 反社会的勢力との取引拒絶

取立は、第2条第2項各号のいずれにも該当しない場合に依頼することができ、第2条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの取立の依頼をお断りするとともに、当該依頼人との取立委託取引を制限もしくは停止できるものとします。

第2条 取立の拒絶等

1. 当行は、当行の判断で取立の依頼を拒絶または取消することができるものとします。当行が取立てる小切手の名宛人は入金する預金口座の口座名義と同一であることとします。当行は、裏書譲渡された小切手は取扱いません。
2. 次の各号の一にでも該当し、依頼人との取引を継続することが不適切である場合には、当行は取立の依頼を拒絶し、または依頼人に通知することにより取立委託契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの取立委任契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それが依頼人の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものとして、この取引委任契約は解約されるものとします。

- ① 依頼人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ② 依頼人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為
3. 前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本取立委任契約を解約すべきと判断した場合、本取立委任契約は解約されます。

第 3 条 取立銀行の選定、小切手等の送付・取立方法

当行は、当行の判断で、取立のために利用する関係銀行（以下「取立銀行」といいます。）を選定し、小切手等の送付および取立方法を決定することができるものとします。

第 4 条 小切手等の真正・有効性の担保

当行は、小切手等およびその裏書等が真正または有効であるか否かについては、一切調査または確認等の義務または責任はなく、小切手等およびその裏書等に偽造・変造その他の瑕疵があることにより依頼人にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

第 5 条 取立済・不渡通知および拒絶証書の取扱

取立済通知および不渡通知は、当行が適当と認める方法によるものとします。また特にあらかじめ書面による指定のない限り、当行は、支払拒絶証書作成、償還請求の通知その他の法定手続を取りません。

第 6 条 手数料・費用

当行および取立銀行の小切手等の取立・返還に関する手数料および費用は、依頼人が負担するものとします。なお、依頼人からの依頼により、当行が取立の経過照会を行った場合には、その照会のため要した手数料および費用も同様とします。

第 7 条 取立代金の償還

当行が取立代金を依頼人に支払った後に、取立を依頼した小切手等の不渡り、偽造・変造等の瑕疵、外国の法令・慣習その他何らかの事由により取立ができずまたは取立銀行から当行に対し取立代金の支払取消がなされたときは、依頼人は、小切手等の返還を待たず直ちに当行所定の料率による利息および費用を付して当行に支払うものとします。この場合に適用する為替レートは、支払時の当行直物電信売レートとします。

第 8 条 小切手等の返還

取立地国の法令もしくは習慣またはその他の事情により小切手等を取戻すことができないときは、当行は、依頼人に対し小切手等の返還義務を負わないものとし、これによっていかなる損失、損害または諸費用等が依頼人に発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

第 9 条 免責事項

1. 小切手等の輸送中における紛失、毀損もしくは延着その他の理由によって生じた損害については当行は一切責任を負いません。
2. 取立銀行の過失、錯誤、懈怠、遺漏等による小切手等の不着、延着または紛失、ならびに取立銀行の営業停止、支払不能もしくは破産および支払地の法令その他の事情による取立代り金の回収不能、延着、為替差損その他原因のいかんを問わずやむを得ない事情によって生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
3. 当行が第 2 条第 2 項により取立委任契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、依頼人がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によって依頼人にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

第 10 条 譲渡・質入れの禁止

1. 本取立の委託に基づく依頼人の権利は、譲渡または質入れすることはできません。
2. 当行がやむを得ないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

第 11 条 取立統一規則

本規定または当行の口座取引規約その他の規定に定めのない事項については、国際商業会議所制定の取立統一規則(1995年規則またはその後改定があれば改定規則)に従って取扱うものとします。

以上、外国向けクリーン・ビル取立規定は、2020年10月19日より適用します。

株式会社 SMBC 信託銀行

BKG3606TB2104